

資源回収団体登録と報^{ほうしょうきん}奨金について

1. 対象となる団体

次のすべてに該当しなければなりません。

- (1) 資源回収（家庭から出されるものに限定）を自主的にすること。
- (2) 営業を目的としない団体であること。個人ではないこと。
- (3) 活動の拠点が津山市内であること（久米地域・勝北地域を除きます）。

2. 報^{ほうしょうきん}奨金の対象になる資源

- (1) 粗大ごみに該当するものを除き、下の表のとおりです。
- (2) 古着・古布もほとんど無料で引取ってもらえますので、各団体の皆様には積極的に回収をお願いします。

(3) **会社、事業所、学校、福祉施設などから出るものは、報奨金の対象に**

なりません。集められる場合は、別にして業者へ引き渡してください。

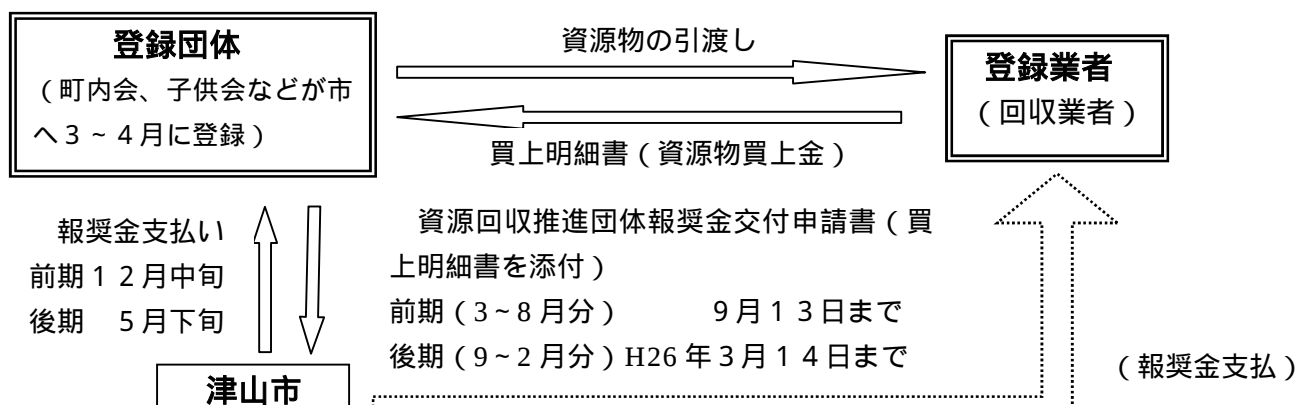
- (4) 可燃ごみの約 35% が雑がみ（その他紙）に該当するものです。新聞・雑誌・段ボール以外の雑がみ（その他紙）の回収にもぜひ取り組んでください。

地域のアパートの入居者や、お年寄りだけのお宅にも、資源回収実施のチラシを配るなどして、積極的に呼びかけてください。

3. 報奨金の額（平成 25 年度予定）

回収品目		報奨金額
古紙類	新聞紙、雑誌類、ダンボール	5 円
	牛乳パック	0 円
	その他紙	6 円
繊維類	古着・布類	6 円
ビン類	生ビン、カレット類	0 円
金属類	スチール缶、アルミ類、その他	0 円
その他有価物		0 円

4. 津山市資源回収推進団体報奨金のしくみ



の資源物買上金は、資源の引渡し時に資源回収業者から実施団体に直接支払われるお金です。買上単価は、引渡し時の市況や引渡し方法、量などによって違いがあり、0円になる場合もあります。

また、逆にお金を払わないと回収業者に引取ってもらえない繊維類などは、津山市が回収業者にも報奨金を支払うことで、0円で引取ってもらえます。

5. 団体登録の手続きについて（ウラ面をごらんください）

- (1) ウラ面 の書類を提出してください。書類は同封しています。（登録業者さんもお持ちです。）
- (2) 団体登録の申請手続きをされていないと、報奨金の対象にはなりません。

6. 報奨金支払いの手続きについて（ウラ面をごらんください）

- (1) 申請は、前期（3月～8月実施分）、後期（9月～2月実施分）の2期に分けて受け付けています。それぞれ期ごとに一括して申請してください。
- (2) 申請には、ウラ面 とウラ面 の書類が必要です。
- (3) ウラ面 の書類は、同封しています。（登録業者さんもお持ちです。）ウラ面 の「買上明細書」は業者から2枚渡されます。1枚を申請書に添付し、もう1枚を団体用の控えにしてください。
- (4) 申請書の提出期限は、前期分は9月13日、後期分は平成26年3月14日です。期限を守られませんか？と振り込みができませんのでお気をつけください。
- (5) 報奨金の振り込みは、前期は12月中旬、後期は5月下旬の予定です。連絡はしませんので、通帳にてご確認ください。通帳の表示は、「ツマシ シゲンカイシヨウ」です。

7. 書類の提出先

〒708-0863 ^{おげた}津山市小桁401番地15（^{しょうきゃくじょう}焼却場のある場所です）

津山市 環境事業所 . 22-8255

郵送でもかまいません。郵送される場合は、提出前に不明な点を電話で確認し、昼間でも連絡の取れる電話番号を記入しておいてください。

8. 資源回収登録業者（平成25年度登録予定 平成25年2月1日現在）

資源回収を実施する場合には、下記の登録業者に収集依頼をしなければいけません。事前によく回収品目、日程などの打ち合わせをしてから実施してください。

業 者 名	住 所	電 話 番 号
（株）江見リサイクル	小田中1097	24-5288
（有）鶴山衛生センター	小原52-1	22-2300
（株）カ ナ シ マ	皿618-1	28-0621
末 沢 商 店	川崎820	22-3778
全 本 金 属 興 業（株）	瓜生原204-1	26-8000
津 山 解 体（有）	河辺1494	26-1261
津 山 工 業 原 料（株）	草加部1170-22	29-2333
明和製紙原料（株）津山営業所	河辺1062-1	26-5700
ロードテック（株）津山支店	大田493-7	27-2581

（五十音順）